

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

QI/WP 契約の定期的宣誓期限の延長について

2021年5月19日

2021年4月13日、米国内国歳入庁（Internal Revenue Service：以下「IRS」）は QI/WP 契約で規定される定期的宣誓の期限を延長すると発表した。2017年に公表された QI 契約（[Rev. Proc. 2017-15](#)（IRS ウェブサイト（英語、PDF）））及び WP/WT 契約（[Rev. Proc. 2017-21](#)（同））では、当該契約の規定に基づき定期的検証を実施し、有効な内部統制が整備されていることについて、定期的宣誓が求められている。

1. 定期的宣誓対象期間と定期的検証対象年度

宣誓対象期間とは QI 契約又は WP 契約が有効となる年から完全な3暦年目の末日までとなり、2回目以降も3暦年が対象となる。例えば、2014年7月以前より QI 資格を持つ場合、第2回目の宣誓対象期間は2018年1月1日から2020年12月31日となる。

上記の宣誓対象期間から、いずれか1暦年を定期的検証の対象年度として各 QI/WP は選択可能である。したがって、上記の2020年12月31日までが宣誓対象期間となる場合、2018、2019、2020年のうちいずれか1暦年を検証対象年度とすることになる。

2. 定期的宣誓期限の延長

今回の公表で、宣誓期限が当初の期限から延長された。定期的検証対象年度に2018年又は2019年を選択する場合は、宣誓期限が2021年7月1日から2021年12月1日に延長され、2020年を選択する場合には、2021年12月31日から2022年3月1日に延長となった。

なお、宣誓対象期間の各暦年について、報告対象金額が一定額を超えていない（QIは500万ドル（5,000,000 USD）、WPは100万ドル（1,000,000 USD））など、一定の要件を満たす QI/WP は検証の免除を申請することが可能である。ただし、定期的検証の免除申請の対象となる QI/WP も定期的宣誓は必須である。今回の公表で免除申請の対象となる QI/WP の定期的宣誓期限も延長され、当初の2021年7月1日から2021年12月1日となった。

3. 宣誓の方法

各 QI/WP は、前回の宣誓時に使用した IRS のアカウントマネジメントシステム上で、宣誓を行うことが必要である。各

QI/WP は、当該アカウントマネジメントシステムについて、ログイン情報を事前に確認しておくことが推奨される。

なお、宣誓対象期間が2018年1月1日から2020年12月31日となる QI/WP のアカウントマネジメントシステムでは、既に今回の定期的宣誓のページが実装されている。ただし、2021年5月19日時点では、宣誓期限の延長はアカウントマネジメントシステムには反映されていないため、今後反映される見込みである。

[QI/WP/WT Application and Account Management System](#)（IRS ウェブサイト（英語））

おわりに

定期的宣誓期限が延長されたことは、新型コロナウイルス感染症拡大と社会情勢を考慮した IRS からの配慮と推測される。

ただし、ここ最近の IRS の定期的検証・検証免除申請・定期的宣誓に対する精査の厳格化を考慮し、各 QI/WP は期限内の適切な対応が求められる。

また、5月19日現在、FATCA の宣誓期限の延長については公表されていないので、留意されたい。今後の IRS の公表に引き続き注意が必要である。

デロイト トーマツ税理士法人では、QI/WP コンプライアンスプログラムの構築、QI 定期的検証免除申請支援、QI/WP 定期的検証及び QI/WP の定期的宣誓のサポートも行っている。各 QI/WP で、上記対応についてサポートを検討される場合は、デロイト トーマツ税理士法人の各担当者まで問い合わせいただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp
マネジャー	近藤 祐美	yumi.kondo@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法及びその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001